

秋田県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年3月1日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

- 1 指示をする区域
県内全域
- 2 指示の内容
オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域及びこれに連続する水域に再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。
- 3 指示をする期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで